定　　款

オ リ ン パ ス 株 式 会 社
東京都八王子市石川町2951番地

2020年７月30日

オリンパス株式会社定款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、**オリンパス株式会社**と称し、英文では、OLYMPUS CORPORATIONと表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．顕微鏡、写真機、精密測定器、その他光学機械の製造販売ならびに修理および賃貸業務

２．医療機器、動物用医療機器、事務用機械、その他一般機械器具の製造販売ならびに修理および賃貸業務

３．電気機械器具および通信機械器具の製造販売ならびに修理および賃貸業務

４．医薬品、医薬部外品、化粧品、工業用薬品および化学物質の製造販売

５．食品および飼料の製造販売

６．ソフトウェアの開発販売およびコンピュータによる情報処理業務ならびに修理および賃貸業務

７．通信ネットワークを利用した情報提供サービス

８．前各号に掲げる製品および関連する商品の輸出入

９．臨床検査および水質分析の受託業務

10．古物の売買

11．労働者派遣業

12．損害保険代理業

13．旅行代理店業

14．産業廃棄物処理業および一般廃棄物処理業

15．不動産の賃貸、売買および仲介

16. 建設工事の設計および施工請負
17. 投資およびコンサルティング業務
18. 前各号に付帯し、または関連する業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都八王子市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．指名委員会、報酬委員会および監査委員会
３．執行役
４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、40億株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第８条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他

の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第９条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株 主 総 会

（招集）

第10条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第11条　当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）

第12条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②　株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた取締役または執行役が議長となる。当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 14 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　　取締役および取締役会

（員数）

第 16 条　当会社の取締役は、15名以内とする。

（選任方法）

第 17 条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 18 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の招集通知）

第19条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第20条　当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第21条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除および責任限定契約）

第22条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　指名委員会、報酬委員会および監査委員会

（選定方法）

第23条　当会社の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

（各委員会規程）

第24条　各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。

第６章　　執行役

（選任方法）

第25条　執行役は、取締役会の決議によって選任する。

（任期）

第26条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度の末日までとする。

（代表執行役および役付執行役）

第27条　当会社は取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって、役付執行役を定めることができる。

（執行役の責任免除）

第28条　当会社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第７章　　会計監査人

（選任方法）

第29条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第 30 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第８章　　計　　算

（事業年度）

第 31 条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 32 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 33 条 当会社の期末配当基準日は、毎年３月31日とする。

② 当会社の中間配当基準日は、毎年９月30日とする。

③ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

改定	1951年12月28日	改定	1952年12月27日
改定	1953年12月28日	改定	1955年12月28日
改定	1957年６月28日	改定	1959年６月29日
改定	1961年12月28日	改定	1964年12月28日
改定	1965年12月28日	改定	1966年12月28日
改定	1967年12月28日	改定	1969年12月26日
改定	1974年12月25日	改定	1976年１月30日
改定	1981年１月30日	改定	1982年１月29日
改定	1985年１月30日	改定	1987年１月30日
改定	1988年１月29日	改定	1989年６月29日
改定	1990年６月28日	改定	1991年６月27日
改定	1992年６月26日	改定	1994年６月29日
改定	1995年６月29日	改定	1998年６月26日
改定	2002年６月27日	改定	2003年６月27日
改定	2004年６月29日	改定	2005年６月29日
改定	2006年６月29日	改定	2008年６月27日
改定	2009年５月１日	改定	2009年６月26日
改定	2010年１月６日	改定	2011年６月29日
改定	2015年６月26日	改定	2016年６月28日
改定	2019年４月１日	改定	2019年６月25日
改定	2020年７月30日		